

平成25年度第4回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

1 日 時 平成25年9月25日（水）午後6時30分～午後8時40分

2 場 所 井門明治安田生命ビル 京都市保健福祉局会議室

3 出席委員 （五十音順，敬称略）

植村，小倉，小町，高林，富樫，中川，中村，長屋，西脇，林，森，山内，
山本

4 次 第

- (1) 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて
- (2) 市民公聴会の開催について
- (3) その他

5 会議録

副市長

前回協議会の議事録を拝見すると，密度の濃い議論をしていただき，具体化に向けて取組を進めていただいていることを心強く感じる。その中で，事務局への注文になるが，愛称及び新ロゴマーク募集について，新聞等で報道がなされていないことを踏まえ，広報の強化をお願いしたい。愛称及びロゴマークを募集することや市民公聴会で意見交換会を行うことは，その行為自体も大切であるが，実施までのプロセスを通じて憲章の在り方や憲章に関して論議している熱心な市民の皆様がおられるということをより幅広くお知らせするきっかけであると思っている。

この間，憲章が制定され，さらに条例が制定されてから今日の子どもたちを取り巻く状況の変化は何だろうと思ひ浮かべると，携帯電話・スマートフォンに関するのではないかと思う。今後，子どもたちが買う携帯電話の機種の大半がスマートフォンになることが予想され，フィルタリングの在り方を含め，子どもたちに持たせる時のリスクが今まで以上に高くなることを懸念している。子どもを巡る状況が大きく変化していつているのではないか。スマートフォンをめぐる状況は，子どもだけで大人は関係がないのか。決してそうではなく，10月1日付けの市民しんぶんにも「歩きスマホはやめましょう」という記事を掲載したところ。街中を歩いていてどうだろうか。自転車の後ろに子どもを乗せた親がまさにスマートフォンを使いながら走っている姿を見ることがある。子どもの育つ環境，同時に子どもが責任をもって育てられる環境についても，この2・3年の間に変わっている中で，条例の見直しの一つのポイントになると考えている。皆様の思いが次の動きとなり，今後予定されている市民公聴会に多くの方が御参加され，貴重な御意見をいただく場になることを祈念して挨拶とさせていただきます。

- (1) 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて

事務局

(資料1～資料6に沿って、実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて説明)

会長

愛称及び新ロゴマークの設定以外の「憲章の普及のための取組」について、前回の協議会では、児童館学童連盟が作成された「憲章の歌」の御紹介や、イメージキャラクターの御提案、また、憲章に関する研修等の実施の御意見をいただいた。これらについて、御意見や、新たな御提案はあるか。

委員

児童館学童連盟の歌について、馴染みやすいメロディーで歌詞にも広がりや夢がある。「For Children /子どもたちのために」というタイトルのとおり、子どもたちへの思いがこもっている。一度聴いて好きになった。会議の開始前に歌うと議論も弾むのではないか。この歌を推奨して普及を始めたらどうか。

委員

良い歌だと思う。京都市PTA連絡協議会や京都市小学校PTA連絡協議会の中で、憲章の文章を使った替え歌を歌っていたが、前回この歌を聞かせていただき、この歌に切り換えていけないといけないと思った。

委員

愛称及び新ロゴマークの募集について、これらとイメージキャラクターは別個に考えているのか。新たに募集したロゴマークをイメージキャラクターにするのか、あるいは従来のロゴマーク、新たなロゴマーク、イメージキャラクターの3つを活用するのか、方向性をお伺いしたい。

会長

前回の協議会で、イメージキャラクターがあってもよいのではとの御提案をいただいたところであり、現時点でイメージキャラクターを作ることを決定したわけではない。

委員

新ロゴマークの決定後、活用方法を検討していくということであるならば、新ロゴ

マークをイメージキャラクターにつなげることも考えられるのか。

会長

ロゴマークの募集ではあるが、キャラクターが御提案されてそれを選考した場合、イメージキャラクターとして推進していくこともありえると理解している。普及のための取組について、何かアイデアがあれば、事務局へ御連絡いただくか次回の協議会で御提案いただきたい。愛称及び新ロゴマーク募集について、既に募集を開始しているが、協議会委員の皆様にも御協力いただきながら幅広く多くの方にまず知っていただくことが大切であり、御協力よろしくをお願いしたい。

次に、具体的な方策の(2)「行政区や地域ごとに活動する様々な機関・団体等と連携し、共に憲章の普及に取り組む仕組づくり」について、御意見等はいかがか。

委員

保育園連盟では、新年の情報交換会ではメンバーがほぼ全員揃うので、憲章を朗読しようかと考えている。様々な機会を通して朗読するようなことをこれから積み重ねていきたと検討している。

会長

憲章の実践者表彰の取組が効果的な役割を果たすのではないか。今年度の取組の方向性に関して事務局からいかがか。

事務局

実践推進者表彰について、昨年度9団体を表彰させていただいた。今年度は、憲章の実践活動はもとより、憲章の普及啓発力に入れていただいている団体にも焦点を当てた取組としたい。具体的な方策の(2)については、団体ごとの連携、例えば行政単位で人づくりの行政区ネットワークに活動していただいているが、その実行委員会のような連携があれば効果的ではないか。そのような観点からも御意見をいただきたい。

副市長

実践推進者表彰について、3つ意見を述べたい。一つは、表彰に値する素晴らしい取組をしていただいている団体を広くノミネートできるように、集める側も区役所や各種団体に対してそのような活動をしている団体や企業がないかどうか掘り起こしていく必要があると思う。もう一つは、待ちの姿勢で良い団体からの応募を待っているのではなく、今年は応募がなくても表彰できるような取組をして欲しいと働きかけていく、そして、それに応えて下さった団体を表彰していく。こちらから活動の具体例を挙げて働きかけていくことが大切だと思う。もう一つは、過ぎている所もあるが、区

役所のふれあい祭りや区民運動会、福祉祭りなど、地域の方が集まるイベントが多くあるので、その際に憲章が啓発できるブースを作ることで周知を図ってはどうか。多愛称及びロゴマーク募集のチラシもそこで知っていただけるような工夫が沢山あるので、機会を逃さずに取り組む必要があると思う。

会長

各団体の活動で憲章について御留意いただき、広報に御協力していただきたい。今後さらに各団体の活動について、情報を共有して取組を深めていければと思う。

副会長

話がもどって恐縮であるが、憲章の歌について、先ほどから良い歌だとお褒めの言葉を頂戴しているが、歌を普及啓発に本格的に取り上げていくのかどうか結論を出していただき、この歌でよいのか、若しくは別の歌を新たに作成していくのか道筋を付けてはどうかと思うがいかがか。

委員

良い歌なので、普及を考えるとすると、NHKの「みんなのうた」のようにテレビで演奏してはどうか。子どもたちも耳なれて鼻歌交じりで歌ったりしている。京都の歌なので、KBS京都で取り上げていただければ広がるかと思う。

会長

歌自体については、効果的との意見でまとまっている。具体的にどう進めていくのか時間的な問題もあり、次回、検討するということでよろしいか。

委員

慎重に検討することも大切であるが、行動もしていかなければならない。この歌を推進協議会の推薦第一号と取り上げてしまい、さらに募集するなど色々な歌があっても良いと思う。

委員

一から作ると大変である。児童館学童連盟の歌をベースに憲章の歌を作成していけばよいのではないか。推薦について賛成である。

会長

現在、愛称及び新ロゴマークの募集をしているところであり、それとのバランスの関係上、本日結論を出すのは難しい。この歌を否定しているわけではなく、今後のこ

とも踏まえ総合的に判断する必要がある。

事務局

10月に3回実施する市民公聴会の開催前に、この歌を流して市民の反応をみた上で、御検討いただいてはどうか。

委員

新たに作っていただくよりも、数え歌のように憲章の言葉を入れていけば内容も覚えていくのではないかと。口ずさんでいく中で頭に入ってくるので良いと思う。

委員

事務局の提案のとおり、今後開催される市民公聴会で歌をながすことに賛成である。歌を聴く機会を設けることが大切だと思う。

会長

皆様の御意見を踏まえて積極的に検討していくということで、推薦に関しては一旦保留させていただく。

委員

ホームページを拝見した。クリックすると憲章が朗読されたり、憲章の歌が流れたりするなど、文字だけでない情報発信の方法があってもよいのではないかと。

委員

ホームページを使って学習する「eラーニング」を活用したらよいのではないかと。ボーイスカウトでも指導者を対象に児童虐待に関する取組等の学習に活用している。

会長

緊急の方策について御意見等はあるか。

(意見なし)

会長

次に、ソーシャルメディアの適切な利用を促進するための取組について御意見等を伺いたい。1点確認であるが、現行条例に規定されている事業者の範囲はどのようなものか。

事務局

携帯電話事業者及びインターネット接続事業者である。事業者の範囲の在り方についても、御議論いただければと思う。

委員

携帯電話事業者が、出前授業のために東京からでも来てくれる。親切で利便性を伝えてくれるが、根本の問題は、深夜に使ってしまったり携帯電話から離れられなくなったりすること。私は、生徒には阪神淡路大震災の時から自己有用感をキーワードに、様々な異年齢集団のかかわりを持たせてきた。また、サポートが必要な生徒には、自己有用感に加え、「愛され感」をキーワードにしている。また、ネット上で誰かとつながりたい、ネット上の友人と会って話しをしたいということも聞きますが、ネット上でしか会話したことのないその相手は、本当のその人なのかどうか分からないこともある。最近では、友達の評価を気にして、LINEのグループトークから外れることができない。抜けた友達の悪口を書いたりしても、戻ってくると何もなかったように会話をする。みんなそのことを知っているので、抜けたら悪口を書かれるのではないかという仕組みに恐怖感・不安感を持ったりしている。本当の「愛され感」や役に立って喜んでもらえたという根本的な喜びがない一方で、塾で忙しくてもLINEでの会話を夜中までする。私の学校では、全校クラブをしており、様々な取組をしている。地域や小さい子どものために良いことをしていると、「役立ち感」や「愛され感」が育まれ、そういう経験を積ませていたらすぐ大人になる。憲章の理念を踏まえ、大人が、子どもたちをどんな大人に育てていけないといけないのか、学校でできることを考えていきたいと思う。

副市長

LINEについて、不勉強でわからないこともあるが、学校現場でそのように問題になっているのであれば、PTA活動等で危険性等についての啓発を進めていく必要があるのではないかな。

委員

このたび、京都市立中学校PTA連絡協議会の研修会に、佛教大学の先生を講師としてお招きする。携帯電話会社から講師に来てもらって危険性を話してもらうのとは違い、インターネット上に潜むいじめの構図についてもお話いただける。学校の管理職や保護者にも、実情をわかってもらえるようにしたい。

副会長

LINEは使用料金が無料なので、子どもがLINEをどれだけ使っているのか把

握しにくい。電話料金に変化はなくても、子どもは大量の通信をしている怖さがあるということを保護者に理解してもらいたい。そのために、条例の具体的な方策の中に「ソーシャルメディア」についての記述を盛り込むべきだと思う。

委員

私は、今年度、中P連の会長も兼任しており、どういう風に中学生を育んでいくのか、子どもたちの自主性を尊重しながら、PTAとしてサポートできるのか考えながら活動している。京都市中学校生徒会議サミット宣言の9項目の中で、携帯については触れられていないので、中P連としては、子どもたちの意識の中で手薄になっている部分、例えばソーシャルメディアについてサポートしていきたい。この前までは、携帯電話・スマートフォンについての研修会で携帯電話のフィルタリングに関して取組を進めてきたが、今後、ツイッター、フェイスブック、LINE等の新しい用語を使って研修していただき、その結果、ポスターを使った啓発活動の中でも新しい用語を出すことによって新たな気付きが生まれ、啓発活動になるのではないかと中P連としても取組を進めている。キーワードになる言葉が変わっていくような取組にすべきと思う。

会長

様々な御意見をいただいた。委員御指摘のとおり、技術は日々進化していて、大人にとっては楽しいことが、子どもにとっては落とし穴の入口であるような状況になっているかと思う。条文の書き方は、今後さらに検討が必要かと思うが、具体的に見直しを検討していきたい。その他御意見等はいかがか。

委員

具体的な方策の中で、保護者向けの情報提供・情報教育の実施とあるが、もっとソーシャルメディアに対する危険性・危機感を謳ってはどうかと思う。保護者が危機感を持ち、危険であるという認識を持つことが大切だと思う。

会長

次に、「親支援のための取組」について御意見等はいかがか。

委員

「親育ち」との言葉は、あまり聞きなれないが、条文の中にある「親も育ち学べる取組」という所から出てきた言葉なのか。

事務局

条例の文言を流用したものではあるが、一般に使われている用語であると認識している。

委員

「親育て」ではなく「親育ち」なので良いと思うが、印象として受けるのは、制度として義務化されたから参加するというのでは、親として半人前だと思う。親が先頭に立って子育てをしてもらわなければならないが、親だけで子育てするのではなく、社会参加していく中で子どもが育っていくのであり、「社会参加」という言葉を入れてもらえればと思う。

会長

京都市の基本計画の中に「真のワーク・ライフ・バランス」の推進が掲げられている。この「真のワーク・ライフ・バランス」は、仕事と家庭，社会貢献の調和を謳っているが、条例制定時には確立していなかった概念であり，この視点も含めて中身を検討していきたい。

副市長

委員が言われた「親育ちの機会」との文言について，条例上文言を定義した際のものである。憲章の条文では「親も育ち学べる取組」と書かれており，どのような文言が適切であるのか，委員の皆様で御議論いただきたい。

委員

女性会では，以前は，親育て・子育てと言っていたが，しんどいお母さんたちに気付いてもらえないので，親育てより親に気づいて一緒に学んでもらいたいということで子育て支援・親育ち支援を行っている。言葉は難しく，どちらが良いといえない問題である。

委員

今の保護者は真面目で素晴らしいが，地域への奉仕の意識は薄い。地域行事への保護者の参加が少なくなっている。そういう時代なのかもしれないが寂しさを感じる。地域がより頑張っていないと思っている。

委員

親支援プログラムの拡充を行っているが，保護者がお客さんになってしまっている。準備万端に整っている中に保護者が参加するケースが多い。事業を立ち上げるところ

から参加する保護者は少ない。親育ちについて、自発的に参加したり、意思表示したりしてもらうことが難しい状況である。お客さんにしてはだめだと思うので、取組の姿勢について考えを改める必要がある。

副会長

前回の協議会で、核家族化の進行との表現について、不適當ではなのかと御意見があったが、核家族化そのものがなくなっている訳ではなく、進行という表現に問題があると理解している。現在、核家族が一般的であり、今の家族の在り方をしっかりと把握する意味でどこかで残していく必要があると思う。

事務局

核家族になってしまっているそこに何が問題として起こっているのかということと地域との連携のなさが実証としてでているので、整理させていただいた。

副会長

核家族は、夫婦と子どもの所帯である。この所帯構造が、現代の日本の都市部では一般的であるということを表現として押さえていくことが必要ではないか。「核家族化」ではなく「核家族」という言葉を入れる必要があると思う。

事務局

前回の会議で、「核家族化の進行」という表現が文脈として違和感があるとの意見があったが、今回、委員から核家族が普通の背景であって「核家族」という言葉を大切にされた方がよいとの意見もあり、使用方法を含めて検討させていただく。

会長

京都市における推進体制の整備について御意見等はいかがか。

委員

推進体制の整備については、取組を進めてもらいたい。私は、子どもの非行事件や虐待に関する問題を取り扱っており、虐待になるのかを遡って検討すると、中には、無計画に家族を形成している場合もある。親育ちの前に親になる覚悟を決める段階で意識が希薄化している部分があり、保護者だけでなく、保護者予備軍に対する教育を広げる必要があるのかと思う。

副会長

児童館では、中高校生が赤ちゃんと触れ合う取組をしている。今は、赤ちゃんを身

近に感じずに思春期を迎え、成長し、子どもが産まれてしまう。地域、児童館、学校の中で赤ちゃんとふれ合う機会を作って、育児中のお母さん・お父さんの話を聞いてもらい、子育ての大変さや素晴らしさの2つの面を一緒になって子どもたちに伝えていく取組が必要ではないかと考えており、児童館・学校でも力を入れている。その中で、現時点でも意識して取り組んでいるが、より憲章が見えるように取組を進めていく必要があると感じている。

会長

最後に、事務局から「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践の推進に向けた市民公聴会に関する説明をお願いします。

事務局

(資料7に沿って、市民公聴会について説明)

会長

本日は、たくさんの貴重な御意見を頂戴した。頂戴した御意見や今後開催する市民公聴会での御意見等を踏まえ、答申の作成につなげてまいりたい。

子育て支援政策監

本日は、皆様から活発な御議論をいただいた。また、市民公聴会を開催する際も大変お世話になるが、これからもよろしくお願いしたい。